

あなたを狙う

「詐欺・悪質商法」

あなたを狙っている詐欺犯や悪質事業者(商法)は**だましのプロ**です!

「自分だけは大丈夫!」と思わず

まずは「**ダマされているかもしれない**」と疑ってみることも**必要**です。

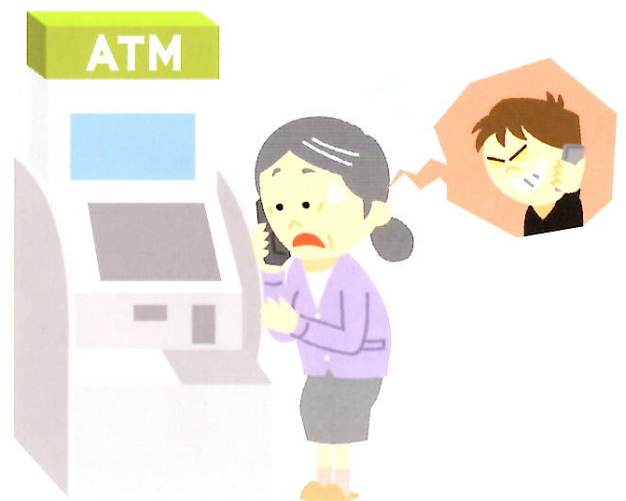


特殊詐欺

家族や警察官, 弁護士などになりすまして電話をかけてきて, 指定した口座に多額の金額を振り込ませます。最近では, キャッシュカードを盗みとったり, 代理人と称する者に直接手渡しさせる事例も増えています。

また, 払いすぎた税金や年金を還付すると偽って, 金融機関のATMを操作するように指示し, お金をだまし取る「還付金詐欺」も増えています。

- ★話をした相手の名前や住所, 電話番号をしっかりと確認する。
- ★いったん電話を切って電話をかけ直し, 事実か確認する。
- ★すぐに振り込まない! 渡さない!
周りの人に相談する。
- ★還付手続きで, ATMの操作を指示することはありません!





点検商法

無料点検を装って家に上がり込み、でまかせを言って不安をあおり、不要な工事をしたり、高額な商品を買わせようとする手口。

- 白アリ駆除・耐震工事・屋根工事・浄水器
- 床下換気扇工事など

- ★見知らぬ人を家の中に入れていないようにする。
- ★慌てて契約しないで、家族などに相談する。



催眠商法

閉め切った会場などに人を集めて、日用品などを無料で配って興奮状態にさせ、冷静な判断を失わせ高額な商品を買わせる手口。

- 健康器具・健康食品・高級布団など

- ★「無料」「プレゼント」などの言葉につられて安易についていけない。



送りつけ商法

頼んだ覚えのない商品が宅配便で届けられる。代金引換でお金を払わせる手口。

- 生鮮食品・健康食品・書籍・環境関連商品など

- ★一方的に送られてきた荷物は、支払いや返送の義務はありません。代金引換の荷物は、本当に注文したものか、家族に確認しましょう。



利殖商法

「確実に値上がりする」「必ずもうかる」など高い利益が得られるとうたって、投資や出資の勧誘をする。

- 未公開株・社債
- 海外商品先物取引など

- ★絶対にもうかる話などありません。



かたり商法

役所の職員などを装い、設置義務があると言って高額な商品を買わせようとする手口。

- 消火器・ガス警報器・表札・電話機など

- ★制服などの格好に惑わされずに身分証の表示を求める。
- ★その場で購入せず、「相談してから」と言って断る。



当選商法

「あなたが当選しました」「特別に選ばれました」などと、優越感をあおり、商品などを販売する手口。

- 海外宝くじ・旅行・着物など

- ★応募していないものが当選することはありません。



クーリング・オフ制度を 活用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘、キャッチセールスなど、不意打ち的な販売方法で消費者が冷静な判断をできないまま交わした契約を、一定期間内であれば無条件で解約できる制度です。

クーリング・オフが可能な期間

訪問販売
(キャッチセールス含む)
電話勧誘販売
など

➡ **8日**
以内

連鎖販売取引
(マルチ商法)
内職商法
モニター商法
など

➡ **20日**
以内

クーリング・オフができないもの

- ・ 総額**3,000円未満**の現金取引の場合
- ・ **自ら**店舗に足を運んだり、業者を呼んで契約
- ・ **通信販売**(カタログ・テレビショッピング)
- ・ **自動車**や**使用してしまった**消耗品など

クーリング・オフの手順

- ①クーリング・オフの可能な期間を確認
- ②はがきなどの書面に契約解除等の内容を記入
- ③必ずはがきの両面のコピーを取って保管
- ④はがきは「特定記録郵便」または「簡易書留」にて郵送する

※はがきのコピーや送付記録などの関係書類は5年間保管します。

契約解除の通知書

契約年月日 年 月 日

商品名

契約金額

円

販売会社名

担当者名

上記契約を解除します。

すみやかに支払い済みの 円を
返金し、商品をお引き取りください。

年 月 日

(契約者住所)

(契約者氏名)

✂ キリトリ線

契約解除の通知書

契約年月日 年 月 日

商品名

契約金額

円

販売会社名

担当者名

クレジット会社名

上記契約を解除します。

年 月 日

(契約者住所)

(契約者氏名)

郵便はがき

□□□□□□□□

切手を貼ってください

(販売会社名)

(販売会社住所)

代表者様

郵便はがき

□□□□□□□□

切手を貼ってください

(クレジット会社名)

(クレジット会社住所)

代表者様



クーリング・オフ期間が過ぎていてもあきらめずにご相談ください!

「業者から強引に契約を迫られたり」、「必ずもうかる」などとうその説明を受けた場合などには、契約の解除ができる場合がありますので、早めにご相談ください!

宇都宮市消費生活センター

☎(028) 616-1547

〒320-0026 宇都宮市馬場通り4丁目1番1号
うつのみや表参道スクエア5F

☎電話相談 9:00~17:30

土・日・祝日は
16:30まで

📍来所相談 10:00~17:30

※年末年始を除き毎日相談を受け付けています!

